5　その他
⑴　訓練を受ける者が多い場合は、上記以外の期日にも行うことがある。
⑵　証明書の郵送を希望するときは、申請書を提出する際に、所要の郵便切手を貼付した返信用封筒を添えること。
⑶　申請書を提出する際に納めなければならない手数料の額は、2,450円である。
⑷　この訓練を受ける者が納めなければならない手数料の額は、19,900円である（別途交付する納付書により納付すること。）。

公　　告

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、兵庫労働局の関係事業主を代表する者山田好秋の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成23年４月19日

厚生労働大臣　細川　律夫

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、兵庫労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。
3　推薦締切日　平成23年５月２日
4　推薦書及び添付書類の提出場所　兵庫労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

㈱1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

今般、長崎労働局の関係事業主を代表する者浜田学の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成23年４月19日

厚生労働大臣　細川　律夫

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、長崎労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。
3　推薦締切日　平成23年５月２日
4　推薦書及び添付書類の提出場所　長崎労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

㈱1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

資　　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

四月十五日（金）

○１般案件（抜粋）

一　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき国会の承認を求めるの件（決定）（外務・国土交通省）

一　外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて国会の承認を求めるの件（決定）（外務・経済産業省）

○国会提出案件（抜粋）

一　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況に関する報告について（決定）（法務省・警察庁）

一　平成二十二年団体規制状況の年次報告について（決定）（法務省）

機械受注統計調査報告（平成23年２月）（実績）

内閣府経済社会総合研究所

（調査の概要）

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

昭和62年４月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。

平成17年４月調査より、日本標準産業分類の改訂（平成14年10月施行）に準拠して、需要者の産業分類等を変更した。表章については、平成22年４月調査より、従来の移行期表章分類から新表章分類へと移行した。

主要需要者別機械受注額

（単位：億円、％）

	平成22年1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	平成22年11月	12　月	23年1月	2　月
受　注　総　額	58,247	55,988	62,207	61,827	19,587	20,876	24,918	25,397
	(9.0)	(−3.9)	(11.1)	(−0.6)	(−8.3)	(6.6)	(19.4)	(1.9)
	〔 17.4〕	〔 23.7〕	〔 24.8〕	〔 15.1〕	〔 16.5〕	〔 8.7〕	〔 31.2〕	〔 31.4〕
民需	25,854	24,955	29,212	28,137	8,205	11,171	9,475	11,009
	(3.0)	(−3.5)	(17.1)	(−3.7)	(−6.3)	(36.1)	(−15.2)	(16.2)
	〔 0.2〕	〔 −2.0〕	〔 15.3〕	〔 12.5〕	〔 13.2〕	〔 16.9〕	〔 13.1〕	〔 27.6〕
〃（船舶・電力を除く）	21,514	21,589	23,662	22,041	7,230	7,353	7,661	7,488
	(2.9)	(0.3)	(9.6)	(−6.9)	(−3.0)	(1.7)	(4.2)	(−2.3)
	〔 −1.8〕	〔 3.3〕	〔 13.0〕	〔 4.9〕	〔 11.6〕	〔 −1.6〕	〔 5.9〕	〔 7.6〕
製　造　業	9,129	8,342	9,357	8,948	3,101	3,044	3,263	3,626
	(14.2)	(−8.6)	(12.2)	(−4.4)	(10.6)	(−1.9)	(7.2)	(11.1)
	〔 29.2〕	〔 13.2〕	〔 34.3〕	〔 11.6〕	〔 25.0〕	〔 8.3〕	〔 11.0〕	〔 18.0〕
非製造業（船舶・電力を除く）	12,471	13,192	14,499	13,040	4,132	4,292	4,178	3,990
	(−3.7)	(5.8)	(9.9)	(−10.1)	(−10.5)	(3.9)	(−2.7)	(−4.5)
	〔 −15.0〕	〔 −2.4〕	〔 2.3〕	〔 −0.3〕	〔 3.9〕	〔 −7.9〕	〔 2.1〕	〔 0.9〕